

甲陵中学校 いじめ防止基本方針

令和4年5月《改定》

北杜市立甲陵中学校

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 最終改定平成29年3月14日）

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成26年3月 最終改定平成30年9月）

「北杜市いじめ防止基本方針」（平成26年3月、平成30年10月、 最終改定令和4年3月）

に基づき、北杜市立甲陵中学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定・改定した。

甲陵中学校 で学ぶ生徒のための いじめ防止基本方針

平成26年 3月策定
平成30年11月改定
令和 4年 4月改定

「いじめ」とは、本校に在籍する生徒に対して、
一定の人的関係にある他の生徒が行う
心理的又は物理的な影響を与える行為
(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、
当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの をいいます。

いじめを「しない」「させない」「見逃さない」の大原則の下に、
甲陵生としての自覚を持ち、共に学び、高め合う仲間として、
お互いを認め、尊重し、適切に判断し、
問題を自ら解決していける学校をつくっていきます。

いじめは、どの学校のどの生徒にも起こりうるものである

- ・「いじめは、決して特別なことではなく、日常の人間関係の中で起こりうることである」という認識を、学校内で共有します。
- ・すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめに対応していきます。

いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない

- ・「いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である」という認識を、学校内で共有します。
- ・すべての生徒がいじめを理解し、いじめを行わず、いじめを意識しながら放置することがないように対応していきます。

いじめは、受けた生徒の生命及び心身を保護することが最優先されなければならない

- ・いじめ問題は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先すべきであり、その心情に寄り添った対応をしていきます。
- ・いじめ問題は、単に行為だけを理解するのではなく、被害者生徒の心に負った傷を知り、理解できたときに解決のはじまりと考えます。

いじめは、学校・家庭・その他の関係者が連携し、総がかりで克服することを目指して行わなければならない

- ・いじめ問題は、子どもだけの問題ではなく、大人社会が反映された問題と考えます。
- ・いじめ問題は、学校だけの問題ではなく、子どもを取り巻くすべての関係者が関わる問題であることを認識し、解決に努めます。

*本校は、校訓『立志躬行』のもと、「高い志を持った気骨ある生徒の育成」を教育目標として教育活動を進めています。生徒・保護者は本校の教育方針に共感し、本校の教育活動に魅力を感じ、本校を学舎として選び、そして、甲陵生として日々学んでいます。その期待に応え、これからも「生徒や保護者、地域から信頼される魅力ある学校づくりを」一層目指すとともに、中高一貫教育校としての特色ある教育活動に取り組んでいきます。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）出会って、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

- * 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをムリやりさせられたるすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○具体的ないじめの態様（例）

- ・ 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○「いじめの理解」

いじめ問題には以下のような特質があることを十分に認識して、取り組む必要がある。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり集中的に行われたりすることで、生命や身体に重大な危険を生じさせる。
- ・ いじめられていても、本人がそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多くあることを理解する。
- ・ いじめを受けた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加害・被害という二者関係だけでなく、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成される様にする必要がある。
- ・ いじめに当たると判断した場合も、いじめた生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったのかを気づかせながら、いじめた児童生徒の心に寄り添うことも必要である。
- ・ いじめは、教職員の不適切な言動によって生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する必要がある。
- ・ いじめは、解消後も注視が必要である。

2 いじめ問題に関する学校の責務

(1) 基本的な責務

- 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(8条)
- 学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。(13条)
- 学校は、教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。(22条) 《いじめ防止対策推進法》

(2) 基本的な方針の重点

- ① いじめの未然防止
 - ・生徒の豊かな情操と道徳心、ストレスをコントロールする能力、コミュニケーション能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた読書教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ・保護者、地域、関係者との連携を図り、生徒を見守り、支援する体制づくりを行う。
- ② 早期発見
 - ・日頃の生徒の観察に加え、定期的な調査及び教育相談等を行い、生徒が伝えやすい状況を整え早期発見に努める。
 - ・いじめの疑いがある場合も含め発見した場合には、素早く「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な調査・対応につなげる。
- ③ 適切な対応
 - ・いじめを発見した際には、素早い報告とともに、即座にその行為を停止させる。
 - ・「いじめ防止対策委員会」は、組織として事実の確認、情報収集等を迅速・適切に行う。
 - ・保護者への情報提供・助言等を行い、連携を密に行う。
 - ・教育委員会及び関係機関と連携を図り、適切な解決や再発防止に努める。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ⑤ いじめの重大事態が想定される場合への適切な対応

3 いじめの防止等のための取組

いじめ防止等のため、「甲陵中学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止対策委員会」を組織する。校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、北杜市教育委員会と連携し、本校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 「甲陵中学校いじめ防止基本方針」の策定

国や県の基本方針等に基づき、「北杜市いじめ防止基本方針」の下に、「甲陵中学校いじめ防止基本方針」を定め、学校ホームページで公開する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の組織

いじめの認知を受け、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、即座に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ防止対策委員会

- 1) 構成員 校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー
※事案により柔軟に構成する。
※必要に応じて，S S W等の専門家に参加依頼を行う。

2) いじめ防止対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや，相談内容の把握，生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携，市教育委員会との連携といった対応を組織的に実施する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については，職員会議等において報告し，周知徹底する。

(3) いじめ防止等に関する措置

1) いじめの防止の取組

① 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる，どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ，生徒の尊厳が守られ，生徒をいじめに向かわせないための未然防止に，全ての教職員が共通理解のもとに，同一歩調で教育活動を進めていく。

未然防止の基本となるのは，生徒が，周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり，学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより，いたずらにストレスにとらわれることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては，日常的に生徒の行動の様子を把握したり，定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして，どのような改善を行うのか，どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し，体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

② いじめの防止のための措置

ア) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，職員会議等で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また，生徒に対しても，全校集会や学級活動などで校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことを大切にしたい。

イ) いじめに向かわせない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていきたい。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力も育てていきたい。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。また、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、あってはならないことである。また、表面的な行為のみを評価して注意するのではなく、「どうしていけないのか」を生徒が理解できる言葉かけを大切にしたい。

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行っていく。

エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

【生徒に対して】

- ①生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくり、リーダーづくりを組織的、計画的に進める。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ②わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ③思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つような様々な活動の中で指導する。
- ⑤見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ⑥生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるような実践的な態度を育てる。また、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いについて学ぶようにする。

【教職員として】

- ①生徒一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ②生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ③生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ④「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して生徒に示す。
- ⑤生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑥生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ⑨特に配慮が必要な生徒については、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑩教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

【学校全体として】

- ①生徒の豊かな情操と道德心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動の充実を図る。
- ②いじめの防止等に資する活動であって、生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や生徒会活動の充実を図る。
- ③生徒に達成感や充実感を味わわせるわかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。
- ④全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ⑤いじめに関するアンケート調査を定期的実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ⑥「いじめ問題」に関する校内研修を行い、本校教職員の理解と実践力を深める。
- ⑦いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

【保護者・地域に対して】

- ①生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることをたよりや授業公開、PTA総会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

【インターネット上のいじめに対して】

- ①インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを知らせる。
- ②インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。
- ③一人一台PCの使用についてのルールを定め、不適切な使用をしないことを徹底させる。また、不適切な使用があった場合は、速やかに指導する。

2) 早期発見の取組

① 基本的な考え方

いじめは、早期発見が早期解決につながっていく。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つように努め、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していく姿勢を持つことが必要である。

このため、日頃の生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組んでいく。また、生徒に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努めていく。

② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、また市教委で取り組んでいるQU検査も活用しながら、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことを大切にしていく。QU検査については、その結果を学年だけでなく全体で共有し、「要支援生徒」についての支援について、全体で話し合う機会を持つ。

生徒及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、適切に扱っていく必要がある。

また、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談の機会を活用し、早期発見に努める。

【早期発見のための手立て】

- ①日々の観察
- ②生活ノート（日頃から生徒と担任との意思疎通を図る）
- ③教育相談（担任・主任）
- ④個人面談（スクールカウンセラー）
- ⑤保健室での様子
- ⑥アンケート調査（生活アンケート）※いじめを含めて、悩み事などの調査を定期的を実施
- ⑦QU検査
- ⑧相談・連絡（本人、保護者、友人、地域の方等）
- ⑨電話等による相談窓口の周知

3) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては、事情を確認した上で当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。これらの対応について、教

職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関連機関・専門機関と連携し対応に当たる。

② いじめの発見・相談・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に丁寧に関わりを持つことが大切である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、教職員はこの基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

対策委員会は、速やかに緊急会議を開いて情報の迅速な共有を行い、対応方針を確認し、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その後、事実確認のもとに、指導や支援の体制・対応方針を決め、保護者と連携する手立てを講じる。

生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、相談があった時には、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる必要がある。

③ いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、以後の対応を行っていく。

その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりなどを通して、いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、観衆としていた生徒、傍観者としていた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく必要がある。メール等を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

【早期解決のために】

- 教員が気づいた、あるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会で情報を共有し組織的な体制のもとに行う。
- いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせ、いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることかに気づかせるような指導を行う。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

⑦ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次のア、イの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を責任を持って確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を確実に継続していく。さらに、「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察していく。

4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「北杜市いじめ防止基本方針（令和4年3月）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

第五章 重大事態への対処

《いじめ防止対策推進法》

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（1）重大事態の発生と調査（北杜市教育委員会又は学校による調査）

① 調査を要する重大事態の例

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。

ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

- ・生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、その疑いが生じた場合、速やかに北杜市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。重大事態か否かの判断は、子どもや保護者からの申し立てを真摯に受け止めたうえで、国が示すガイドラインを参考とする。

③ 調査の趣旨及び調査主体

市教育委員会の判断と指導の下、調査の主体を市教育委員会または学校とする。

④ 調査を行う組織

学校が調査主体となる場合には、学校の「いじめ防止対策委員会」を基本とし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有するものがいた場合、そのものを除き、新たに適切な専門家等を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃か）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。学校自身に、例え不都合なことがあっても、事実に向き合おうとする姿勢が重要である。

⑥ いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。個別事案が明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。いじめられた生徒に対しては状況に合わせた継続的なケアを行い、落ちついた学校生活への復帰や学習への支援等をする。

⑦ いじめられた生徒の聞き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院や死亡の場合）

当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

⑧ いじめられた生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。「北杜市いじめ基本方針」にのっとり、北杜市及び北杜市教育委員会の指示に従い、連携して対応に当たる。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会から市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

5 留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。また、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、特に年度当初、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置付けた研修の場を設定する。

(3) 教育相談体制の充実と校務の効率化

生徒が教員を身近に感じ、日頃から相談できる関係づくりを心がけるとともに、「きずなの日」を活用した教育相談の時間を確保するなど教育相談体制の充実を図る。また、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図り、生徒と向き合う時間等を確保していく。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うこととする。いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教育相談体制、いじめ防止のための取組、いじめの実態把握の取組、どんな些細なことでも組織的に真摯に対応するなどの取り組み姿勢について、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等について評価し、教職員の資質の向上を図っていく。

(5) 地域や家庭との連携について

本校においての地域は、北杜市であり、市外の生徒が通ってくるその地域でもある。学区が広く、本校にとっては地域という捉えが希薄になりがちである。その分、本校生徒は地域に出かけ、地域に学び、地域との関わりを大切にしていく。また、家庭との関わりもその分重要となる。い

じめの問題は、未然防止と早期発見が非常に重要であり、学校と家庭との連携がそのカギを握っている。生徒の些細な変化を見逃さず、また、気になることは何でも家庭と学校で連絡し合い、共有し合えることが、早期解決の大切な糸口となる。

その生徒に関わる周りの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を築き上げていくことは、私たち大人の責務である。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

《児童憲章 前文》